

業務委託契約書作成の手引（建築コンサル・工事監理）

【落札決定～契約締結の流れ】

- 1 落札決定
- 2 建築物の設計又は工事監理業務の場合は、「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を記入し、発注担当課に交付する。発注担当課が内容を確認し、問題がなければ、約款の末尾に同じものを綴り込む。
- 3 次ページの「契約時提出書類」を確認し、指名通知書又は注意事項記載の期日までに提出（持参）する。

【契約書の様式】

館林市の様式を使用してください。

会社独自の契約書を使用することも可能です。その場合は、事前に内容を確認しますので、落札日中に連絡してください。

※落札日中に連絡がない場合は、館林市の様式を使用するものとみなします。

【契約書記載方法】

業務委託料	業務委託料額欄	課税事業者及び免税事業者ともに入札金額に入札金額の10%を加算した金額を記載する。
	消費税及び地方消費税の額の欄	課税事業者： 入札金額の10%に当たる金額を記載する。 免税事業者： （うち取引に係る消費税及び地方消費税額円）を二重線で削除する。
契約保証金	（契約保証金は契約金額の100分の10以上）	
	金融機関の保証の場合	徴収 金〇〇円（金融機関の保証）と記入する。
	保証事業会社の保証の場合	徴収 金〇〇円（保証事業会社の保証）と記入する。
	保険会社《損害保険会社等》の公共工事履行保証の場合	免除（公共工事履行保証証券の保証）と記入する。
	保険会社《損害保険会社等》の履行保証の場合	免除（履行保証保険契約の保証）と記入する。
	現金の場合	徴収 金〇〇円（現）と記入する。 ※契約日当日に納入していただきます。 他に書類が必要となるため、事前にご連絡ください。
建築士法第22条の3の3に定める記載事項	契約保証なしの場合 (入札公告又は指名通知書で契約保証なしの場合)	免除と記入する。
	建築物の設計又は工事監理業務の場合	別紙のとおりと記入する。 ※別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項）を契約書の約款の末尾に綴り込んでください。
	上記以外	対象外業務と記入する。

【契約書の綴じ方等】

契約書、建築士法第22条の3の3に定める記載事項（建築物の設計又は工事監理業務の場合）、設計図書（仕様書等）、図面の順に袋とじし、表面及び裏面の糊付け部分に契印を押印する。

最後のページが両面印刷の場合は、袋とじした契約書の裏面が白面になるように、白い紙を1枚入れてから綴じ込む。

契約書：市ホームページからダウンロードし使用する。（または、会社独自の契約書を使用する。）

[市ホームページトップ画面 → 「様式一覧」と検索 →
「入札及び工事・委託関係様式一覧」契約等様式の 業務委託契約書（建築コンサル）]

建築士法第22条の3の3に定める記載事項：市ホームページからダウンロードする。

設計図書（仕様書等）

：ぐんま電子入札共同システムに掲載している設計図書（仕様書等）を使用する。

*参考資料等は綴じ込まないよう注意してください。

*紙入札の場合は、契約検査課窓口で渡しますので落札決定後に取りに来てください。

図面：発注担当課から受け取る。

※発注担当課から別途指示があった場合は、その指示に従ってください。

【契約時提出書類】

書類名称	提出部数	市HPに様式を掲載	備考	提出先
契約書	2部	○	1部に収入印紙を貼付し、消印する。	契約担当課
建築士法第22条の3の3に定める記載事項	1部	○	該当する場合、約款の末尾に綴じ込む。	
契約保証に関する書類	1部	○ (現金の場合)		
管理技術者等の選任通知書	1部	○	技術者の名称は、仕様書等で確認すること。	
管理技術者等の経歴書	1部	○		
管理技術者等の資格証の写し	1部	—	仕様書等で資格を定めている場合	
管理技術者等の雇用関係を証明する書類	1部	—	被保険者標準報酬決定通知書の写し等 (事業所整理記号番号・被保険者整理番号・決定後の標準報酬月額等をマスキング処理してください。市で必要な情報は、被保険者氏名、適用年月、事業所名称です。)	
課税（免税）事業者届出書	1部	○		発注担当課
業務工程表	1部	○		
前払金請求書	1部	○	前払金を請求する場合	
前払保証証書	1部	—	前払金を請求する場合	

【必要となった場合に提出する書類】

書類名称	提出部数	市HPに様式を掲載	備考	提出先
履行体制に関する書面	1部	○	建築物の設計又は工事監理業務で、業務を再委託する場合	発注担当課